技術・行政情報

産業技術力強化法

国際的な産業競争力を高める目的で，先の国会において「産業技術力強化法」が制定された．国際競争の激化と産業構造の変化が進む中で，新事業・新市場を創出する技術革新が行えるような技術開発体制を造る必要があるため，本法律で大学などの研究機関の連携を強化する施策の整備を行った．

その概要は以下の項目である．

（1）大学の研究活動活性化のための環境整備

・民間から国公立大学への資金受入れの円滑化

寄付・委託・共同研究を民間から行う場合に，費目や年度による予算使用に対する制限をなくす．

・産学連携のための大学教官への研究助成制度

産業界が必要とするテーマについて，大学の研究者に研究費を補助する制度を創設．（約26億円）

・大学及び大学教官に対して特許料等を軽減

特許取得を推奨するため，特許料等を軽減する．

（2）研究成果の産業への移転の円滑化

・国公立大学教官，国公立試験研究所研究員の民間企業役員の兼業規制緩和

民間への技術移転を目的として，自らの研究成果を事業化する場合に限り，民間企業の役員を兼業できる．

・TLOによる国立大学敷地の無償使用を許可

（3）民間における技術の実用化に向けた環境整備

・民間の応用技術開発への補助制度

未利用の特許を実用化・実証するための研究開発を補助する．（約31億円）

・創造的な中小企業に対する特許料等の軽減

試験研究費が収入の3％を越える中小企業の特許取得を奨励．

（4）その他・産業技術人材養成事業の創設

若手研究者を国立研究所や産業界へ博士研究員等として派遣する．（約18億円）

以上の項目の中で特に注目すべき点は，大学教官等の企業役員への兼業が許可されたことである．許可されるための要件としては，次の項目が挙げられている．

（1）研究成果活用企業が事業化する研究成果が，兼業する教官自らの創出によるものであり，その教官による特許や論文から確認できること．

（2）企業での役員としての職務が，主として研究成果を活用する事業に関係すること．このため他の事業への関与を制限するものではない．

（3）大学等における職務（申出前2年以内も含む）と兼業先企業（親会社を含む）の間に物品調達関係などの特別な利害がないこと．

（4）企業役員としての職務に，研究成果の活用業務以外の（所属大学等に対する）契約折衝に係わる業務を含まないこと．すなわち，本来の事業化研究の他の共同研究等の契約に，企業と大学間の連携推進役として係わることはできない．

（5）教員としての職務の遂行に支障が生じないこと．このため，勤務時間外での兼業となる．

以上の要件に加えて，役員兼業の状況を公開して透明性を確保するため，半年毎に次の報告を行うことが義務づけられる．

（1）役員として従事した日時と業務内容

（2）企業から受領した報酬等財産上の利益の種類及び価額（交通費等の実費弁償を除く．）

このような制限の下に行われる役員兼業であるが，技術の実用化のためであれば，たとえ一民間企業に所属しても，公務員としての公益性が損なわれないとの考え方が明確に示されており，大学や国公立研究所の成果を事業化する方策として，今後の役員兼業の実践が大いに期待される．

（大阪工業技術研究所　研究企画官　小黒　啓介）